

平成27年第2回辰野町議会定例会会議録(16日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催年月日 平成27年3月18日 午後2時開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
 - 1番 宇治徳庚
 - 2番 成瀬恵津子
 - 3番 根橋俊夫
 - 4番 三堀善業
 - 5番 岩田清
 - 6番 矢ヶ崎紀男
 - 7番 熊谷久司
 - 8番 永原良子
 - 9番 堀内武男
 - 10番 船木善司
 - 11番 中谷道文
 - 12番 垣内彰
 - 13番 宮下敏夫
 - 14番 篠平良平
5. 会議事項
 - 日程第1 議案第22号 辰野町行政手続条例の一部を改正する条例について
 - 日程第2 議案第24号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
 - 日程第3 議案第43号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
 - 日程第4 議案第44号 債権の放棄について
 - 日程第5 議案第47号 中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止について
 - 日程第6 議案第48号 中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託について
 - 日程第7 議案第13号 辰野町中央高畑いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
 - 日程第8 議案第14号 辰野町上島いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
 - 日程第9 議案第15号 辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定について
 - 日程第10 議案第16号 辰野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
 - 日程第11 議案第17号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料

- に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 辰野町あさひ世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第19号 辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第26号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第27号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第28号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第29号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第32号 辰野町保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第45号 債権の放棄について
- 日程第20 議案第1号 平成27年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、
1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費
7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費
- 議案第2号 平成27年度辰野町上水道事業会計予算
- 議案第3号 平成27年度辰野町簡易水道特別会計予算
- 議案第4号 平成27年度辰野町公共下水道特別会計予算
- 議案第5号 平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
- 議案第6号 平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第21 議案第1号 平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、
4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費
- 議案第7号 平成27年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第8号 平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第9号 平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第10号 平成27年度町立辰野病院事業会計予算

- 議案第11号 平成27年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算
 議案第13号 平成27年度辰野町介護保険特別会計予算
 日程第22 議案第34号 平成26年度辰野町一般会計補正予算（第9号）
 日程第23 議案第42号 平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第24 請願・陳情についての委員長報告
 日程第25 追加提出議案の審議について
 議案第49号 平成26年度辰野町一般会計補正予算（第10号）
 地方自治法第180条の規定による報告事項
 報告第2号 専決処分の報告について
 日程第26 議員提出議案の審議について
 発議第1号 辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
 発議第2号 辰野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する
 条例について
 発議第3号 辰野町議会基本条例の一部を改正する条例について
 発議第4号 集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わない
 ことを求める意見書の提出について
 日程第27 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	中 村 良 治	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	建設課長	漆 戸 芳 樹
住民税務課長	向 山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元 広
水道課長	小 野 耕 一	会計管理者	宮 原 修 二
教育次長	百 瀬 辰 夫	辰野病院事務長	赤 羽 博
消防署長	林 国 久	社会福祉協議会事務局長	守 屋 英 彦
保健福祉課福祉専門課長	河 手 潤 子		

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武 井 庄 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第1番 宇 治 徳 庚

議席 第2番 成 瀬 恵津子

9. 会議の顛末

○議 長

定足数に達しておりますので第2回定例会、第16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第22号、辰野町行政手続条例の一部を改正する条例について。日程第2、議案第24号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について。日程第3、議案第43号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。日程第4、議案第44号、債権の放棄について。日程第5、議案第47号、中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止について。日程第6、議案第48号、中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託について。以上、6議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷議員）

それでは平成27年3月定例会条例等審査委員長報告を申し上げます。本定例会初日、総務産業常任委員会に付託されました、条例等6件について審査を行いましたので報告します。議案第22号、辰野町行政手続条例の一部を改正する条例について。議案第24号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について。議案第43号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。議案第44号、債権の放棄について。議案第47号、中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止について。議案第48号、中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託について。以上、6件について去る3月12、13日の両日にわたり、担当課長及び担当職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、委員会における審査結果について報告をいたします。議案第22号、辰野町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。提案理由については、国において平成26年6月より行政手続きの一部を改正する法律が施行されたことに伴い辰野町行政手続き条例の一部を改正したいとするものであります。内容的には、行政指導をした町の機関に対してその旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置を取ることを求めることができる。また、町の機関は申し出があった時は必要な調査を行い、その結果に

基づき行政指導や処分をしなければならないとし、行政指導の中止等を求める項に34条でありますけれども、そこに1項を加えるものです。審査の中では国の法律改正に伴うものであり、委員全員一致し可としました。なお、この条例は27年4月1日施行です。議案第24号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について。提案理由については、ほたる童謡公園のホタル保護育成施設の老朽化が進み改修等の経費が増加する中で、観蜩客にもその一部を負担してもらいホタル保護育成を一層進めるために条例の一部を改正したいとするものであります。内容的には、現在入園料300円を500円に改正したいとするものであります。なお、辰野町住民であることが確認できれば無料で入場できるとしています。審査の中では多くの委員から意見が出され、県内の類似した公園の入場料等はどのくらいか。ホタル保護育成基金の状況は。また、今後の改修等工事の予定についての質問がありました。担当者からは、近隣県内の相場500円が多いこと。ホタル保護育成基金については、本年は旧2号水路改修を予定しており300万円を基金取り崩しを予定しており、年度末には値上げ部分を含め1,060万円の残との報告で基金が逼迫しているということです。議案第43号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について。提案理由については、辰野町公の施設の指定管理者を指定するため地方自治法244号の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容については辰野町中央高畑いきいき交流センターを宮木区へ、辰野町上島いきいき交流センターを上島区へ、辰野町世代間交流施設、世界昆虫館を世界昆虫館代表、川島陽江氏に、それぞれ指定管理を委託したいとするものです。審査の結果、委員全員一致し可と決しました。議案第44号、債権の放棄について。地方自治法第96号の規定により、議会の承認を求めるものであります。提案内容は上水道料金債権放棄で、件数84件、金額95万2,081円です。担当者の説明では居所不明、特に外国人や市街地のアパート入居者がらみや、倒産等に関わるものが主力で平成14年から25年までの合計との説明でありました。委員からは質問として26年度は何件発生したか、23件との答弁でありました。徴収経費が嵩み費用対効果の面で不可能。特に外国、遠隔地、法的手続きや、解釈上の課題等あるとのことでした。委員からは今後債権放棄期限やチェック体制についてルール化の必要はないか等の意見が出されました。審査の結果、全員一致で可と決しました。議案第47号、中央自動車道に関する救急業務に係わる関係関連事務の受託の廃止について。続いて議案第48号、中央自動車道に関する救急業務に係わる事務の受託について。この議案47号と48号についてはこの4月より上伊那広域消防に移行されるため伊那消防組合からの事務受託を廃止する

もので、48号では、上伊那広域消防と締結するものであります。以上、6議案について慎重審議の結果全員一致で可と決しました。委員会審査結果を報告しました。全議委員の賛同をいただき可決下さいますよう、お願いし委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

○岩田（5番）

議案第44号の上水道料金債権の放棄一覧表でございますけれども、一番古いものは平成14年度となっております。ここで放棄しますと11年、あるいは足掛け12年かかっているわけですが、なぜこの時期にこういう形の放棄をすることになったのか。それと、民法上の要するに請求権の関係等はどうか。以上です。

○総務産業常任委員長（中谷）

今回の債権放棄の関係につきましては議会からもあまり長期化しているもの等については、ここでいったん整理をしていくべきだというような提案もした経過もありまして、そういうことで論議をした結果、そういうことでありますので今回、提出されて議会承認をいただきたいというものであります。今後につきましてはもうちょっと期間を区切って何年前のものは放棄するかそういう細かいルールを検討する必要があるのではないかという意見が出されてところであります。よろしくお願いします。

○岩田（5番）

民法上の債権放棄についてのお答えをいただいているのと、そうすると長期にわたってということだけ平成24年、25年これは長期とは言えないのではないのでしょうか。平成14年度のことがあるとすると。

○議長

中谷委員長、委員会の中でそういう議論がなければ、ないで良いです。はっきり言っていただければ。

○総務産業常任委員長（中谷）

別に論議はありませんでした。

○議長

よろしいですか。

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

（討論 なし）

○議 長

討論を終結いたします。日程第1、議案第22号、辰野町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号、辰野町行政手続条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第24号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第3、議案第43号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第43号、辰野町公の施設の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。日程第4、議案第44号、債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第44号、債権の放棄については委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第47号、中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第47号、中央自動車道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託の廃止については委員長報告のとおり可決されました。日程第6、議案第48号、中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第48号、中央自動車道に関する救急業務に係る事務の受託については委員長報告のとおり可決されました。日程第7、議案第13号、辰野町中央高畑いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。日程第8、議案第14号、辰野町上島いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。日程第9、議案第15号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定について。日程第10、議案第16号、辰野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。日程第11、議案第17号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について。日程第12、議案第18号、辰野町あさひ世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。日程第13、議案第19号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第14、議案第26号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について。日程第15、議案第27号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について。日程第16、議案第28号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第17、議案第29号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第18、議案第32号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について。日程第19、議案第45号、債権の放棄について。以上、13議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（三堀）

平成27年3月定例会条例等審査委員長報告を申し上げます。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました13議案について去る12日、13日の両日、担当課職員の同席を求め慎重に審査を行いました。議案第13号、辰野町中央高畑いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。特に問題なしとして全員一致で可と決しました。議案第14号、辰野町上島いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。特に問題なしとして全員一致で可と決しました。議案第15号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定について。介護保険法の改正に伴い、運営の基本方針、人員配置の基準を定めるもので特に問題なしとして全員一致で可と決しました。議案第16号、辰野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。介護予防の効果的な支援のため、地域の自立性を高め、推進を図るもので独占でない多様な事業者からサービスが提供され、常に利用者の立場に立って意志・人格が尊重されることを目的としています。全員一致で可と決しました。議案第17号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定について。子ども、子育て支援法の施行により、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定めるための条例を制定したいとするものです。低所得者世帯・障がい・母子・父子世帯のほか、災害時の場合なども定められています。全員一致で可と決しました。議案第18号、辰野町あさひ世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。管理運営に係わる条例を制定したいとするものです。委員から学童クラブの利用はどうかという質問があり、内容は学童クラブが主になるが空いている時は他の利用ができるとのこと。また、保育園で実績がある祖父母と園児の交流が、小学生と祖父母の交流に進むのではないかといった意見が出されました。全員一致で可と決しました。議案第19号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。保護者が辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したいとするものです。委員から達成目標、基準等、遵守すること、指導員の教育を常に心がけるようにといった意見が出されました。町の放課後児童支援の条件は全てクリアしているとのこと。全員一致で可と決しました。議案第26号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について。福祉医療給付事業、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正をしたいとするものです。

特に問題なしとして、全員一致で可と決しました。議案第27号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について。第6期介護保険事業計画の策定に伴う、介護保険料の改正により条例の一部を改正したいとするものです。委員から低所得者の実情を直視し、値上げになる改正はすべきでないといった意見が出され議論が尽くされました。採決の結果、反対1、原案賛成5で可と決しました。議案第28号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいとするものです。特に問題なしとして、全員一致で可と決しました。議案第29号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。今後、認知症増等に対応した法整備であり、委員全員一致で可と決しました。議案第32号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について。特に問題なしとして全員一致で可と決しました。議案第45号、債権の放棄について。死亡、居所不明、時効等45件に上るもので、やむを得ないだろうが、今後は早期に対応し滞りのない収納に努力されたいとの意見が出されました。特に問題なしとして、全員一致で可と決しました。以上委員長報告とします。全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いいたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可します。永原議員。何号ですか。

○永原(8番)

27号です。

○議長

どうぞ。

○永原(8番)

議案第27号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。議案第27号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例は法律改正による財源内訳の改

正、すなわち65歳以上の方の第1号被保険者の保険料負担割合を21%から22%に。また、40歳から64歳までの方の第2号被保険者の保険料負担割合を29%から28%に変更する改正に合わせて、町としての第1号被保険者の各階層ごとの保険料を改正するものです。具体的には基準となっている介護保険法施行令第39号第1項第5号に掲げるものの保険料を5万2,680円から6万2,160円に金額で9,480円、率で約18%引き上げるなど、全ての階層で約18%引き上げる内容となっています。今、町民の暮らしはどうでしょうか。昨年4月の消費税の8%への引き上げ、年金の実質引き下げなどで生活は厳しく、政府が宣伝しているアベノミクスの経済効果は皆無に等しい状態です。このような町民の暮らしが厳しい状態の時に18%にも及ぶ保険料の引き上げは家計に与える影響が大きく、税金の負担増は極力避けなくてはなりません。ところが、介護保険制度においては介護サービスを充実させて増やせば増やすほど、保険料負担の絶対額も増えることとなり、介護保険料も引き上げざるを得ない構造になっています。このことは今後の運営を考えた時に、先の国民健康保険税の引き上げの時に見られたとおり、税率を上げてその額どおり税収が上がらない。つまり負担能力を超えた負担を求める結果になることは明白です。その意味ではいつか負担の限界を迎えることになり、制度的な矛盾に突き当たります。同時に介護保険制度の場合、保険料の徴収は多くは年金からの天引きとなっていること。今回、階層を細かくしたとは言え、低所得者の軽減比率が国民健康保険制度や、後期高齢者医療保険制度に比べて軽減率が低く、最大で基準の0.5となっているなど低所得者層には酷な内容となっていることです。保険者としての町の苦悩は理解できますが、第6期の給付額は27年度は26年度とほとんど変わらないこと。基金が約1億円あること。今回の引き上げによる増収分は約2,200万円程度であることなどから、今回は引き上げることなく対応すべきとの立場から、本議案には反対です。

○議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○熊谷（7番）

議案第27号、介護保険料の改定に賛成の立場から意見いたします。介護保険料は3年ごとに見直しが行われますが、新年度の平成27年が第6期として改定の年に当たります。辰野町が徴収する65歳以上の1号被保険者が負担する保険料は全体の給付額の22%となります。第6期の3年間に辰野町に給付されるであろう総額は59億円と推定しています。59億円の22%は13億円で、この13億円を町内65歳以上の3年間の類型予想人口2万400

人で割りますと 6 万 3,700 円となります。更にこれを12箇月で割ると 5,310 円となり、この 5,310 円が単純計算で出てくる 1 箇月の保険料基準額となります。一方、過去 3 年間の町の介護給付費準備基金の残高を確認してみますと、平成23年度は 1 億 1,100 万円から 4,300 万円減って 6,800 万円になっています。平成24年度は 2,800 万円増えて 9,700 万円となり、平成25年度は 1,100 万円増えて 1 億 900 万円になりました。つまり基金残高の推移としては 3 年間の増減は少なかったと言えます。また、累進課税としての所得段階の分け方を見ても第 5 期では 9 段階であったのが第 6 期では 11 段階と、更に細分化されています。国で示している段階区分と町の第 5 期の実績を考慮して決めているようです。以上、全体をとおして今回の介護保険料の改定が妥当であるかどうかを申し上げます。第 5 期保険料基準額の月 4,390 円が第 6 期で 5,180 円に、割合にして 18%アップされるわけですが、先ほどの保険料の試算結果、基金増減の推移、所得段階区分の 3 点を考慮して妥当と判断できます。以上、今回の第27号議案の賛成意見といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議 長

議案第27号の討論を終結します。ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議 長

討論を終結いたします。これより日程第 7、議案第13号、辰野町中央高畑いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号、辰野町中央高畑いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。日程第 8、議案第14号、辰野町上島いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決で

あります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号、辰野町上島いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。日程第9、議案第15号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。日程第10、議案第16号、辰野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号、辰野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。日程第11、議案第17号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。日程第12、議案第18号、辰野町あさひ世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案

可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号、辰野町あさひ世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。日程第13、議案第19号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。日程第14、議案第26号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第15、議案第27号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。議案第27号については、反対の意見がありますので、起立により採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は、起立願います。

(起立 10人)

○議 長

起立多数であります。よって議案第27号につきましては委員長報告のとおり可決されました。日程第16、議案第28号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。日程第17、議案第29号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第29号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。日程第18、議案第32号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第32号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第19、議案第45号、債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第45号、債権の放棄については委員長報告のとおり可決されました。日程第20、議案第1号、平成27年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費。議案第2号、平成27年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成27年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成

27年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算を議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

それでは平成27年3月定例会予算等審査、委員長報告を申し上げます。本議会初日、総務産業常任委員会に付託されました9費目につきまして逐次説明をさせていただきたいと思っております。議案第2号は平成27年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成27年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。以上7議案でありました。去る3月12日9時から平成27年度辰野町会計予算の、歳入について全員協議会室において、全議員が出席し、町長並びに担当課長、担当職員の出席を求め説明を受けた後審査を行いました。議案1号歳入についてでありますけれども、一般会計予算の歳入面は依然厳しい情勢下であり、人口減少や地価の下落、企業の業績不振や主力製品の他へ移管等、重なったことやアベノミクス効果の地方への好循環の先行き見込み不安や、国県の方針等を勘案し平成27年度予算は、総額83億7,000万円とし、前年比では2,000万円の減となっております。なお、特に町民税については現下の経済情勢を踏まえて、前年比2,952万円の減額となっております。固定資産税は、地下下落による土地課税標準額及び償却資産減少により3,854万円の減額予算となっております。次に歳出の関係でありますけれども、議会費については前年費406万円の増額となっており、増額の理由については議員共済年金の負担分増や『議会だより』の内容の充実に向けた印刷製本代が増加となるとの説明でありました。次に総務費について前年対比では4.6%の減となっております。庁舎改修工事終了に伴う減額との説明です。主な取り組みや事業及び予算については消防庁舎耐震化工事、新町発足60周年記念行事、その他告知システム繰り出し金等が特徴的な事項となっております。他は前年並みとの説明でした。委員からは、総務一般管理費の地域振興事業負担金の100万円の内訳は何かとの質問が出され、突発的に地域振興事業の負担金として処理が必要となる町長査定の予備費との説明でありました。また、告知システ

ム会計繰り出し金 3,000 万円についての今後の見通しについて質問がありました。経費の大部分がリース料で 2 年ぐらいは非常に厳しい状況が続くと。それ以後については大幅に下がり楽になるとの説明でした。定住促進空き家改修等補助金の内容について質問がありました。家屋改修 1 件 30 万円 5 箇所、家財処理等 15 万円 10 箇所という計画だそうです。また、マイナンバー制度移行に関わる質問がありまして、28 年 1 月より具体的に動き出すとのこととあります。当年 10 月に番号が通知され、それを受けて申請手続きが必要となるということです。また、長野県地方税滞納整理機構の取り組み状況や成果について質問がありました。23 年より開始された事業でありまして、町で回収困難な案件を上げております。また町担当者の指導、教育面でも大変効果があるという説明でした。続いて、衛生費のうち水道費についてであります。水道費は前年対比 26 万円の減となっております。ほぼ前年並みの予算計上です。各簡易水道への起債償還負担金と、水質検査に係わる負担金となっております。次に農林水産業費について。農林水産費は前年比 12.4% の 3 億 3,972 万円の増となっております。特に農業集落排水処理施設会計への繰り出し金、かやぶきの館備品購入費、中山間直接支払い事業、多面的機能支払い交付金、水路改修や農道舗装工事費、鳥獣被害対策費、松食い虫対策等、新しい事業や取り組みが進められており予算化されています。委員からは、農地中間管理機構の活動状況についての質問がありました。県下では 3% 程度の進捗状況とのこととありますが、非常に良い事業であり、今後大いに期待をしたいという説明でありました。次に多面的機能支払い交付金について質問があり、事業内容の説明を受けました。農地水環境保全向上対策事業の名称が変わったもので、27 年度からは水路、農地を守る組織や活動に大しての交付金が交付され国県で 4 分の 3、町が 4 分の 1 を補助するというもので、現在 16 組織を予定しているとのこととありました。次に松枯損木処理費について内容の質問がありました。1 本 4 万円で 25 本を計上したとの説明でありましたが、今後早急な対応が必要との意見もありました。商工費については前年対比 8.0% の減額となりました。商工費は町融資等に関する利子補給金、保証料、商工業誘致及び振興補助金、小規模事業指導費補助金、商工業振興資金預託金が主なものです。観光費は観光施設の維持経費、観光事業 PR、観光イベント補助金、ほたる童謡公園植栽管理計画策定委託料、ほたる童謡公園 2 号水路改修工事等が主な事業であります。商工費は 3,659 万円の減額となりましたが、主な理由は商工事業協同組合の融資窓口閉鎖によりまして 4,000 万円を預託しなくなったためとの説明でした。次に土木費について。前年比 25.4% の増となっております。

主な27年度の事業の特徴は土地開発公社補助金や町道補修工事、町道等補修材料、高速道路橋補修工事委託料等が主なものであります。委員から、住宅リフォーム補助、木造住宅耐震改修工事補助 780 万円の内訳について質問があり、リフォーム11万円の60戸。耐震改修は60万円の2戸を予定とのことでした。公有財産購入費 4,000 万円の内容についての質問があり、新町工業団地の土手水路道路等や簿価損等の対応の経費とのこと説明がありました。辰野町土地開発公社補助金 1 億円の内容についての質問があり、現在開発公社の経営が土地価格低迷もあって債務超過の状況にあり資金的に高額金利で運用しなければならず、その対応として補助支援するものと説明がありました。町道改良工事 2,000 万円の内訳について質問があり、町内15路線22箇所を予定し、地区要望と地区優先順位を配慮して進めているとの答弁でした。中央高速道路辰野地区 4 橋補修工事委託料 5,050 万円について質問があり、45%は地元市町村負担とのことでした。最初からそういう条件であったのか、今後永久に負担するのかという、意見もありました。消防費については、本年より上伊那広域消防に統合されるため前年比33.5%、1億4,989万円が減額となっております。常備消防費は上伊那広域消防負担金、中央道救急業務負担金、非常備消防費では、団員報酬や公務災害補償他掛け金、軽4WD積載車更新と防火水槽新設工事3基とポンプ操法大会関係補助及び分団交付金が主な内容です。公債費については、ほぼ前年並みで前年比3万6,000円の減となっております。平成17年の臨時財政対策債や中央保育園の償還が終了したとのことであり、今後財政指数等配慮しつつ適債事業を選択し慎重に対応したいとしています。予備費については前年と同額となっております。以上、議案第1号一般会計については以上のとおりでございます。続いて特別会計の説明に入ります。総務産業常任委員会に付託された5特別会計について審査行いましたので、その審査内容について報告いたします。議案第2号、平成27年度辰野町上水道事業会計予算について。収益的収入及び支出は前年比2,930万円の減額となっております。収入では給水収益3億4,819万円、営業外収益として町の繰入他で7,403万円を収入として見込んでいます。27年度予定事業でありますけれども、浄水設備改良工事、緊急給水拠点施設整備事業等を含めて2億436万円が予定されているということです。適切な管理と安心安全な水道水供給に努めるということでありました。続いて議案第3号、平成27年度辰野町簡易水道特別会計予算について申し上げます。前年対比ほぼ同額の1,229万円となっております。町内8簡易水道の維持管理経費であります。議案第4号、辰野町公共下水道特別会計予算について。予算総額は前年比4,972万

円の増額となっています。主なものとして水処理センター長寿命化工事、下水道布設工事、支線管梁工事が計上されています。安定した下水処理の推進と水処理センターの長寿命化対策を推進するとしています。議案第5号、辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算について。予算総額は前年比2,801万円の増となっております。塩尻市と辰野町の共同で負担し運営している施設です。国の補助事業を活用し平成27年度は小野水処理センターの長寿命化、耐震補強や脱水機詳細設計を具体的に取り組むとしています。議案第6号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算について。辰野町農業集落排水処理事業は5処理施設があり、そこにかかる管理経費です。予算総額は699万円の減額となっています。主に人件費及び水処理施設の管理費が主なものです。公債費は、起債元利償還金の6,717万円であります。議案第11号、平成27年度辰野町地域情報知システム特別会計予算について。予算総額は前年比2,183万円の減額となっています。供用開始4年目を向かえ安心安全な町民生活に寄与するための必要な生活情報の確実、かつ迅速な伝達に努めるとしています。一般管理費508万円の他、システムやデータの賃借料、通信運搬費、消防広域化に対応した連携システム他維持管理費として6,556万円を計上しています。委員からシステムのリース料金推移の質問が出て3年後ぐらいより安くなるということでありましたが、今後についても機種変更等課題もあり、非常に心配なところであるというような説明でありました。また、委員からはメール方式でもうちょっと情報システムも活用する方法はないか。それから情報内容の強化はできないか。企業に設置していただいてはどうかと。特に災害時には効果が期待できる等の意見が出されました。以上、特別会計予算7議案について慎重に審査を行いましたので報告をいたします。なお、3月16日9時より主要事業現場の視察を行いました。特に防衛施設周辺町道改良事業、改良舗装工事、小野下町水源電気計装設備更新工事、水処理センター長寿命化工事、井出の清水配水池耐震化基本設計、ほたる童謡公園旧2号水路改修工事の現地視察を行いました。予算との整合性を確認しましたので、報告とします。以上、一般会計総務産業常任委員会関係委員長報告を終わります。全議委員の賛同をいただき原案を可決決定下さいますようお願いいたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただ今より暫時休憩いたします。なお、再開時間は3時20分といたします。

休憩開始 15時 7分

再開時間 15時 20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。ここで、中谷議員より発言をしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○中谷（11番）

ただ今の委員長報告の中で数字の読み間違いをしてしまいましたので、3箇所ほど訂正、確認をさせていただきたいと思います。商工費の所でありますけれども、商工事業協同組合の預託金であります。400万円と言ったようでもありますけれども4,000万円が正しいので、すみませんがそういうふうにご確認をしておいていただきたいと思います。それから次に特別会計の関係でございますけれども上水道会計の所でもありますけれども給水収入の所の数字を間違えて報告したようでもあります。3億4,819万円が正しいのでそういうような確認をいただきたいと思います。それからもう1点、第5号議案の特定環境保全下水道の所でもありますけれども予算総額は前年比2,801万円が正しくて、何か2,801円と言ったということですので、ぜひ、改めて言っておきますので、前年費2,801万円の増となっているということで訂正をしておいていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長

進行いたします。日程第21、議案第1号、平成27年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）10. 教育費。議案第7号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成27年度町立辰野病院事業会計予算。議案第12号、平成27年度辰野町介護保険特別会計予算を議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（三堀）

それでは報告いたします。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました予算

について、去る12日、13日の両日、委員全員出席のもと、担当課職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、順を追って審査の結果を報告いたします。議案第1号、平成27年度辰野町一般会計予算、歳出の内、民生費について報告いたします。前年当初予算に比較して0.4%の増額となっています。社会福祉総務費は福祉関係から地域活動支援センター・ボランティアセンターの指定管理委託料等のほか、福祉タクシー等、多岐にわたり支出されます。24時間電話健康相談事業は、利用者から「分かりやすい説明で適切な受け答え」と指示があり、良い評価がされているが利用の面で少ないのは宣伝が足りないのではないかといった意見が出されました。子育て世帯臨時特例給付金は2,462名、1人3,000円を予定し、9月までに申請し10月支給との説明でした。高齢者自立支援住宅「あさひが丘」は利用方法が実情に合ったものの他、緊急避難時的な利用など利便性の高い施設だが、十分周知されていない面があるのではないか、効果的な利用方法を考えていくべき、といった意見が出されました。昨年引き続き奉仕団員の確保が困難な地域がある中、分団統合など考える時期との意見が出され、そのことについて27年10月から方針を出すべく検討中とのことでした。児童手当は年内2万8,050人の対象となっています。保育園では臨時保育士の中には正規職員と変わらない勤務内容の保育士がいる。正規職員と同等に近づける処遇改善をすべきではないかといった意見が出された他、保育運営委員会を年度末に1回開くのではなく早い時期から複数回行って、保護者会の意見を反映させるべきではないかとの意見が出されました。臨時職員への通勤手当は27年度から支給することになっているとの説明がありました。保育園の臨時職員に対してです。次に衛生費について報告します。全ての予防接種は集団から個人となりました。最近、糖尿病が低年齢化し30代から出ているということで、今後目標を30代に置いて検診・指導してゆかないと他の疾病と関連することが危ぶまれているとの説明がありました。聖地管理費では、20区画増設、計645区画になるとのことです。訪問看護ステーションは2人の看護師で60人の対象、医師との連携で安定した成果を上げています。次に教育費について報告します。若い親の相談窓口となる町の保健室・小中学生を対象とする学校支援室は子育て支援、学校支援として大変重要です。継続性が大事で、国の予算が打ち切られても続けていきたいと教育長の強い言葉がありました。教育委員会評価委員は任期1年だが再任されて何年も続けている。果たして機能しているかどうか疑問だとの意見が出されました。学童クラブは例年同じくらいの希望があり、27年度は西小55名、東小60名、南小15名の予定とのことです。美術館は、今年度特別展事業と

して「郷土作家たつの芸術村」を開催、空き家に芸術家を呼び地域住民と交流を図るといふものです。しだれ栗自生地の大きな古い3本の木が枯れているとのこと。しだれ栗になる木が自生地でも全部ではなく保存には息の長い取り組みが必要で、自然界の営みの難しさを感じました。次に特別会計について報告します。議案第7号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計予算。基金の大幅な取り崩しや、数字に急激な狂いはないものの、大きな疾病が重なった時には、即不足する状態です。今後、不安定要素に適切な対応で運営してもらいたいといった意見が出され、全員一致で可と決しました。議案第8号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。年々、受信者が減少し、担当医師が高齢のこともあり大変難しい課題を抱えています。予算に対しては全員一致で可と決しました。議案第9号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。団塊の世代が後期高齢を迎える25年を視野に、その対策を今から真剣に議論すべきとの意見が多く出されました。予算は全員一致で可と決しました。議案第10号、平成27年度町立辰野病院事業会計予算。今年度中に電子カルテ導入との説明があり、5月から準備に入り2月に稼働の予定とのこと。医師不足は解消の見通しはなく、極めて難しい状態にあります。1億円の赤字予算を組んでいるがそれに止まらない内容ではないかと指摘する意見が出されました。不採算部門を受け持つとは言え、公立病院経営の難しさを痛感しました。予算は全員一致で可としました。議案第12号、平成27年度辰野町介護保険特別会計予算。法改正による制度改正に関するものと保険料の改定の予算です。全員一致で可と決しました。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託された議案については慎重に審査の結果、全ての議案を委員全員一致で可と決しました。なお、16日、辰野町霊園内補修並びに区画造成工事、共生館あさひヶ丘正面入口路盤舗装工事、教員住宅メゾン・ラフォーレ外壁改修工事の現場視察を行い、担当職員の説明を受けました。全議員の賛同をいただき可決下さいますようお願い申し上げます。以上、委員長報告とします

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただ今の審査結果報告の中に、要望事項等がありましたので町長より答弁を求めます。

○町 長

それぞれの委員会の方から要望事項ということでいただいておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

総務産業常任委員会より、松くい虫の被害対策の推進の要望ということで当町にも松くい虫の被害の発生が予想されており、技術面の指導及び経費等、資金的措置の検討をお願いいたしますというふうな要望をいただいております。委員長報告の中にも一部ありましたけれども、27年度予算には枯損木の処理で100万円の予算を新たに計上をさせていただきました。早期発見に努めて疑わしき枯損木はDNA鑑定を依頼し、マツノマダラカミキリムシの被害確認が認められたら、速やかに処理を行ってまいりたいとこんなふうに思っております。巡視員等も9名の方ですけれどもお願いして、山林等の見回りもしていただいているわけでありまして、状況によりまして、専門家の皆さんの意見を聞いたりとか、そんなことでもって進めてまいるわけでありまして、地域の皆さん方にそれぞれ監視をしていただく、そんなことも必要かと思っておりますので、広報も行い、山の会議だとか、町の広報だとか、いろいろな周知を図ってそういったことが起こらないように、また起きたら速やかな処理をするように努めてまいりたい、こんなふうに思っております。

続きまして福祉教育常任委員会の方よりいただいております。3点ございます。辰野病院外来患者の受け入れ増加を計り、経営改善を努力されたい。こういうことあります。外来患者の受け入れ増につきましては、医師が確保できないとなかなか難しい面もありますので、医師の確保に努めて関係機関だとか関係方面をお願いしているわけでありまして、なかなか枯渴的と言うんですか、そんなふうにならないわけでありまして、また人材バンクというのもございます、それぞれ登録してありますが紹介していただける方については年に2回ぐらいですけれども、実際に面談をするまでに至った事例は数年に1回程度、こんなふうに今まで聞いております。その中で、この4月から人材バンクから紹介、整形外科でありますけれども毎週木曜日に来ていただくことになりました。そんなこともあって第2、第4木曜日には午後の診療も行う予定をしております。午後診療の話もそれぞれ委員会の中でもあったわけでありまして、午後の診療につきましては、眼科では学生外来やコンタクト外来、小児眼科、耳鼻咽喉科では学生外来、補聴器外来、それから内科では内視鏡検査等の結果説明というものを午後に行っておるということでもあります。ただ、午後診療になりますと非常勤医師の確

保ですとか、そういったことも関係してまいりますので、すぐにはいかないところもあるわけでありませうけれども、鋭意そういったふうに努めてまいりたい、こんなふうに思います。そういった医師確保だとかいろいろの面で経営改善を計ってまいりたい、こんなふうに考えております。続きまして介護保険法改正に伴う今後の運営について、各地区での丁寧な説明をということですのでいただいております。第6期のスタートにより変更されるさまざまな施策について住民の皆さまが混乱を来さないような説明等も実施してまいりたい、こんなふうに思っています。内容でございますけれども一般住民に対しては年間を通じ『広報たつの』介護保険の制度改正による町の準備状況等を掲載してまいりたいとこんなふうに思います。また各地区の介護予防事業の会場においても説明を実施してまいります。それから出前講座等の要望があれば出向いて開催する等、ほたるチャンネルやホームページ等も活用してまいりたい、こんなふうに思っております。介護保険のサービスの利用者だとか利用希望者につきましては介護支援専門員、ケアマネージャーでありますけれども、を通じて個別相談等に対応してまいります。また、窓口相談実施、地域包括支援センターによる訪問等によって説明をしてまいります。こんなことで考えております。3つ目は、保育園の臨時保育士の処遇改善ということで委員長報告の中にもございましたけれども、町ではこの4月の1日から条例を施行いたしまして、辰野町一般職非常勤職員等の任用勤務条件等に関する条例でありますけれども、処遇の改善を図ってまいりたいとこんなふうに考えております。以上であります。

○議長

次に委員長報告の行われました、日程第20議案第1号から日程第21、議案第12号までについて、一括して討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに議案第1号、平成27年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号、平成27年度辰野町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第2号、平成27年度辰野町上水道事業

会計予算。議案第3号、平成27年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成27年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第7号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成27年度町立辰野病院事業会計予算。議案第11号、平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。議案第12号 平成27年度辰野町介護保険特別会計予算。以上、11議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第12号につきましては委員長報告のとおり可決されました。日程第22、議案第34号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

○船木(10番)

1点お願いしたいと思います。まず26ページ、身体障害者等支援事業であります。この内の障害者自立支援事業、これは当初予算2億4,000万円ほど計上してあったかと思えます。この事業はますます所要額が増加することは予想されますけれども、今、1,000万円を見込んだという根拠についてお尋ねをいたします。

○保健福祉課長

1,000万円の増額となった理由でございますけれども、障害者自立支援事業につきましては居宅介護ですとか、施設入所支援、あるいは自立訓練など約20種類のメニューがございます。今回のですね、補正の主な内容につきましては、まず1つとして企業での就労に向けた訓練をしている方ですね、施設訓練費、いわゆる就労移行支援費と言いますが、こちらが約420万円。2つ目がですね行動援護、これは障がいにより行動上著しい困難を有する方が行動する際に生じる危険を回避するために外出時に介護などの支援ですが、こちらが約170万円。それから更正医療と言いまして、身体障がい者が手術等の治療によって障がいを除去するための費用が約100万円。それから福祉サービスを利用しようとする障がい者に対しサービス利用計画案の作成に要する経費が約50万円。

こちらが主な理由でございます。当初予算でのですね見込み額に対しまして利用者、それから利用時間が増えたことによるものでございます。以上です。

○議 長

ほかにごございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第34号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第34号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。日程第23、議案第42号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第42号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第42号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。日程第24、請願・陳情についてを議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました陳情について、陳情第1号、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書。以上、1件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

それでは平成27年3月定例会陳情審査委員長報告を申し上げます。本定例会初日、当

総務産業常任委員会に付託されました陳情第1号、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書について、3月13日に委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情1号、提出者は地方自治の本旨を実現する市民の会、事務局長、中川賢俊氏より提出されたものであります。陳情趣旨は、昨年名護市長選、沖縄県知事選、衆議院選挙を通じ、それぞれ住民は辺野古への新基地建設に反対する意志を明らかにしました。政府は総選挙のわずか1箇月後には、沖縄県に対する振興予算の大幅削減案を発表しました。県知事は何度も上京し首相や防衛大臣に面会を求めましたが実現していません。政府は、予算で自治体を誘導するのではなく、地方自治の原則を尊重し話し合いに応じるべきと考えます。地方自治を守ることは全ての自治体の問題とし、政府は誠意を持って沖縄県と話し合うよう国に対して意見書を提出して欲しいとする内容です。審査の中で委員からは、色々な意見がだされました。賛成意見として、地方自治の本旨を堅持するため、政府は自治体と真摯な話し合いをすべきとし、意見書提出に賛成。また反対意見として、本当に沖縄の皆さんの声かどうか実態が定かでない。また、陳情の意味は理解するものの辰野町議会が遠く沖縄の事に意見書提出は、いかななものか。また国や国の予算に関わる事項については市町村の議会の権限外のことに思われるので、あまり好ましくないのではないか。また、本陳情を受け取ることにしても問題がないか、等多くの意見が出されました。採決の結果、賛成1反対5で不採択と決しました。以上、委員会における審査報告は不採択と決しました。全議員の賛同をいただきますようお願いし、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。陳情第1号、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり不採択と決しました。日程第25、追加提出議案の審議についてを議題とします。議案第49号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成26年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を追加提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、3月3日全員協議会にて報告いたしましたまち・ひと・しごと創生に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金にかかる補正予算であります。この補正総額は7,321万9,000円の追加であり、予算総額は89億123万6,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、国庫支出金と地方交付税の増額であります。歳出につきましては、総務費の地域消費喚起・生活支援型事業および地方創生先行型事業の増額であります。地域消費喚起・生活支援型事業についてはプレミアム付商品券発行事業について、地方創生先行型事業については、辰野町創生総合戦略策定事業ほか11事業について予算化しています。なお、平成27年度当初予算計上事業からは、町の保健室ほか4事業について前倒しで計上しております。本補正の事業については全額27年度に繰越実施してまいります。詳細については担当の課長から説明をさせます。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたがご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○まちづくり政策課長

それでは今回の10号につきましては説明資料の方を先ほどお配りしてありますので、それに基づきましてご説明をいただきますので、お手元にその説明資料を置いていただければと思います。今回、国の地方創生の交付金を受けまして、事業コード0218の地域消費喚起・生活支援型事業と0219の地方創生先行型事業の2事業について補正をさせていただきます。内容につきましては説明資料の1ページにありますプレミアム付商品券の発行関連の事業について行っております。支出科目、節・細節ですね、それぞれの事業について取りまとめてあります。1番右にあります計の欄の金額ですね、こちらの方が10号補正予算書の9ページになります。補正予算書の方の9ページ。歳出の9ページの総務費の中の0218ですねこちらの事業費の中の節の金額、細節の金額と一致をしております。また、説明資料の2ページ、裏面をご覧くださいんですが、こちらにつきましては地方創生先行型事業の12事業についての内訳であります。それぞれの事

業について支出科目、節・細節ごとです。ね集計いたしまして先ほどと同じように予算化をしてあります。一番右にあります計の欄の金額が10号補正予算書の今度は9、10ページ、先ほどの続きになります。0219の節・細節の額と一致をしております。また、3月3日の全員協議会で説明いたしました数値と若干変更となったものがございます。変更となったものにつきましてはその後、国、県の指導を仰ぐ中で変更となったものでありますので、ご承知おきいただければと思います。先ほどの説明資料の中の2ページをご覧いただきたいんですが、まずは1番の辰野町創生総合戦略事業であります。3月3日の時には850万円という数字をお示しいたしましたが、これが715万円に減額となりました。その減額分につきましては、一番右にあります12番に辰野芸術村事業145万円が追加となっております。この事業につきましては、平成27年度の当初予算で計上しております。歳入の方が県の地域発元気づくり支援金事業を充てて実施予定の事業でありました。この交付金の申請を受ける中で県の指導を受ける中で、この先行型の地域発元気づくりじゃなくて、この先行型の支援金を利用しての事業として変更を行ったかどうかというご指導の方を受けましたので、こちらの方に計上をさせていただいております。以上2点について変更となっております。また、先ほど町長言いました平成27年度の当初予算の方から前倒しで持ってきております。前倒しで持ってきている分につきましては27年度の早い段階で27年度予算の方から減額補正の方をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。また、それぞれの事業内容についての質問は担当課長の方からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○宇治（1番）

9ページです。ね地方創生の先行型事業の創生総合戦略策定作業部会委員と30名からありますけれども、この30名の構成がもしお伺いがあればお聞かせしていただきたいと。それから11番目の印刷製本代100万円近くありますけれども、この内容と、次のページの広告料、新聞広告がありますけどこの内容が分かればお願いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは0103の非常勤職員報酬に載っています作業部会委員報酬についてご説明申し上げます。一般質問でもお答えしたとおり、今後総合戦略策定を行う組織については検討して詰めていきたいというふうに申してきました。ただ、今回の補正で計上しておか

なければ報酬が来年度払えなくなってしまうので、今回はとりあえずこの作業策定部会というような名称を使わせていただいて申請の方をさせていただいております。この委員報酬につきましては現時点では30人掛ける3,000円掛ける5回分を計上させていただいております。45万円になります。町民の各種団体ですので区長会だとかJ C、女団連、保育園の保護者会、P T A、消防団奉仕団、また公募委員から選出いただく委員だとか、また、産業界、企業代表、商工会、J A、農業団体、観光協会、また教育機関、保育園、小中学校、辰野高校、豊南短大、日本福祉大学、子育て支援組織、社協、また金融機関、労働団体、地元メディア等の組織から委員構成をしたいと現在では考えております。また、総合計画の策定の諮問、答申、組織の基本構想審議会ですね、の関連、関係性もまた今後整理する中で組織化をしていきたいと思っております。以上であります。すみません。また、先ほどの質問の中で印刷製本費は何かというご質問ですが、先ほどの説明資料の2ページをご覧くださいければと思います。この横並びの表の上から7つ目に11-04で印刷製本費の方がございます。そちらを横に見ていきますと、若者のための結婚支援事業、また子ども広報の発行事業、そして12番にあります辰野芸術村事業の中でこの印刷製本費の方を支出させていきたいと思っております。また、広告料につきましては12-03の所を見ていただければと思いますが、辰野芸術村の事業について支出をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○宇治（1番）

人選の話はよく分かりましたし、組織が大体若い人が入ったなというふうに思われますので、町の将来を議論するというところで若い世代の皆さんにですね、できるだけ入っていただきたいということを要望したいと思っております。

○議長

ほかにございますか。

○船木（10番）

2点お願いしたいんですが、まず10ページのですね委託料ここに総合戦略調査分析業務の委託とありますね。この額が相当額あるんじゃないかというふうに思いますけれども、先ほどの質問にはありました報酬のですね、30人という所との住み分け、業務の住み分けはどのようになっているのか、それが1点。それからその下のですね若者の出会い交流、これはどんな規模で行われるのか。またどのような効果を見込んでいるのかこの2点についてお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

まずは、委託料の中の辰野町創生総合戦略調査分析業務委託料であります。こちらにつきましても先ほど説明いたしました報酬については、策定していただく組織についてその方たちに支払うものでありますが、こちらの方の委託料につきましても辰野町の総合戦略を作成するために必要な専門的な調査等を実施するための業者への委託費用として盛っております。住民対象の意識調査の経費だとか、人口ビジョンの作成、また辰野町の地区単位での特性の情報収集、分析のための委託費用、総合戦略案に対する意見収集に関する費用等を見込んでおります。また、先ほど言いました策定組織への支援等もこの専門的な業者に行っていただく予定であります。また、住民説明会への資料、提供のための経費を見込んでおります。また金額については今後業者選定を経て入札となりますので、額は言えませんが説明資料の1の額を上限としたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それともう1つ若者の出会い交流イベント委託料であります。こちらにつきましても昨年8月から行って来ました職員みんなで考える人口対策プロジェクト会議の若手職員部会から提案を受けて実現化したものであります。婚活だとか恋活ですね、この支援事業としてスポーツなどを通じた若者同士の出会い、情報交換の場所を作りカップリングから交際へと発展を促す事業になります。交流イベントの開催経費を補正予算の各節に計上しておりますけれど、委託料につきましても今は言われているのはお笑い系のイベント会社ですね、こういった所に委託してイベントのPRとかそういった運営とかをやっていききたいというような話であります。今後、委託先が決定してきますが何か楽しくおもしろいことをやってみたいという若者の発想を生かした事業にしたいと考えております。また、規模であります、まだ未定でありますので言えませんが、注目を集める事業になればと思っております。以上であります。

○船木（10番）

ただ今、説明をいただきましたがこの総合戦略の調査、分析、これに基づいて策定作業を進めるというふうに理解して良いのかどうなのか。それでですね、この調査分析の中には辰野町の特徴を生かす、また辰野町の差別化を図れるような所にもしっかりと調査分析をしてですね、ほかにない事業を取り組めるようなふうに調査分析をしてもらう、これを希望いたします。以上です。

○まちづくり政策課長

今、議員申し上げたことを参考にさせていただきます、今後やっていきたいと思っ

ております。

○議長

ほかにございますか。

○根橋（3番）

予算の中で委託料が10ページの主かと思えますけれども、参考資料等で見ます、いわゆる移住定住だとか、UIJターン、それからふるさと就農奨励だとか、こういう言ってみれば現在、町外に出ている若い人たちなどを対象に事業が組まれるかと思うんですけども、こういった広報って言いますかね、こういうふうなことを考えているんだっていうようなその発信っていうんですかね、そういったことについてはどのように具体的にやるのかお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

本来でしたら平成27年度中に総合戦略を作って28年度から実施をしていくような予定でもって進んでおります。なので27年度中に総合戦略ができれば皆さんにお見せして進められるわけなんですけど、27年度分の事業についてはどうしても26年度、この補正でもって載せないと実行できないということでもありますので、今日ここに予算の方を可決いただきましたら、また『広報たつの』またホームページ等で広報させていただきまして、この事業について推進をしていきたいと思っております。

○根橋（3番）

言いたいのはその町内の関係、子どもさんを持った親御さんだとかね、そういうことはそれで良いんですけど、やっぱり今、大学もう既に今度新4年生の就活ですか、ちょっと8月から始まると思うんですけども、そういった意味でも多分、これは想像ですけども首都圏に出ている子どもさん非常に多いと思うんですけども、そういった所へやっぱり直接、何て言うんですかね、どういうパイプがあるかちょっと私よく分からないんですが、テレビ等で見れば県外企業のガイダンスだとか、あるいはいろいろ段々今最近、県としてもそういうことで動き始めているように思っているんですけども、やっぱり積極的に何て言うんですかね、やっぱりその町内じゃなくて町外、特に首都圏だとか名古屋圏ですか、そういった所に対するPRっていうことも考えていかないと、特に移住者なんていうことになってくると全くそういう意味では誰がなんてことは予想つかないと思うんですね。そういう方々にもやっぱり情報を発信できるようなことは考えていないのか、という質問なんですけれども。

○産業振興課長

できるところからやっていきたいと考えておりますけれども、例えばインターンシップ活用促進事業でございますけれども、これにはプレゼンテーションの部数代っていうようなものを計上しております。こういった学生が登録しているような企業はございまして、そういった所に情報を発信していくとかですね、それから一般質問の中で岩田議員からもお話がございましたけれども、県の施設、銀座NAGANOですね、こういった所でPRをしていくというようなことで、広報をしたいと思っておりますけれども、あとはホームページの活用をして広報していきたいとそんなふう考えているところでございます。

○議 長

ほかにございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第49号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第49号は原案のとおり可決されました。次に、地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第2号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

それでは報告第2号についてご説明をいたします。専決処分の報告について地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分をしたので報告するものであります。事故発生日、平成26年11月2日。事故の状況、財物事故。事故の概要、町道1066号線を走行中、路面の舗装が破損していたためアスファルトの角がタイヤの内側と接触し、破損したものであります。賠償金額1万8,488円。専決年月日、平成27年2月26日であります。以上です。

○議 長

只今報告がありました報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという

点に限って質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第26、議員提出議案の審議についてを議題とします。発議第1号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者であります船木善司議員より趣旨説明を求めます。

○船木 (10番)

それでは発議第1号として辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例、これの趣旨説明を申し上げます。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長ということですが、これを置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行と合わせ、地方自治法第121条が改正されたことから、標準であります町村議会委員会条例第19条が改正されました。これに伴い、当町議会の委員会条例の一部を、これは第20条ですが、これを改正するものであります。法改正前は第20条の中に委員会の出席説明の要求、これについて教育委員会の委員長とあるものを、今回の改正により教育委員会の教育長と改めるものであります。現在の宮澤教育長の任期中は現行の法律が適用され、教育委員長は在籍となりますが、この改正の付則で経過措置により移行時に効力を発生するよう備えるものです。施行日は平成27年4月1日からであります。全議員の賛同をいただき原案可決いただきますようお願い、趣旨説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第1号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。次に発議第2号、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、発議第3号、辰野町議会基本条例の

一部を改正する条例についてを一括議題といたします。提出者であります、船木善司議員より趣旨説明を求めます。

○船木（10番）

発議第2号、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の趣旨説明を申し上げます。国の地域主権改革の下、平成23年の地方自治法の改正により、基本構想については議会の議決を経て策定する法的な義務がなくなり、各自治体に委ねられているところですが、町の将来に関する重要事項であり、総合計画の根本であることからこの基本構想の策定、変更、廃止については地方自治法第96条第2項の議会の議決すべき事件として追加するよう、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正するものです。続いて、発議第3号、辰野町議会基本条例の一部を改正する条例の趣旨説明を申し上げます。この条例の第8条は議会の議決すべき事件についてその存在を明確にしているものですが、改正後は辰野町議会の議決すべき事件を定める条例で定めるとおりとする旨の条文に改め、今後、発議第2号のような改正のある際に支障のないよう辰野町議会基本条例の一部を改正するものです。発議第2号、第3号とも施行日は公布の日からであります。全議員の賛同の上、原案可決いただきますようお願いし趣旨説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第2号、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。これより発議第3号、辰野町議会基本条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。

よって、発議第三号 辰野町議会基本条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。発議第4号、集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第4号 朗読)

○議長

ここで提出者であります、根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。

○根橋(3番)

それでは集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について、趣旨説明を行いたいと思います。任期最後の本会議となりましたが、後半2年間において国の安全保障に関しては毎回のよう議論をしてまいりました。一年半前には秘密保護法の制定をめぐる議論があり、その後は憲法9条や集団的自衛権に関する議論がありました。集団的自衛権容認の閣議決定については、その撤回を求める意見書が県内の過半数の自治体で採択されていますが、その後の政府・与党の安全保障をめぐる動きは一層前のめりで、戦争をする国に向かってまっしぐらであり背筋が凍る思いであります。今回、別紙意見書の提出を提案するという動機は、統一地方選挙終了後の国会に提案されようとしている一連の安全保障関連法の改正を行わないことを求めるためであります。安倍首相は、「あらゆる事態に切れ目のない対応を可能にすることが重要」と言って、法案作成の過程では集団的自衛権行使容認にとどまらず、他国の軍隊支援などの自衛隊の海外活動を急速に拡大しようとしており、活動範囲を世界中に広げ、しかも国連決議によらない有志連合軍への後方支援を行い、武器使用についても防護を超える範囲を認めようとしています。更に既に国会に提出された防衛省設置法改正案では、文民統制を廃止し部隊運用を制服組に一元化しようとしています。このまま進めば、自衛隊は他国並みの軍隊に一段と近づき、憲法9条にもとづき戦後一貫して確立してきた日本の平和国家体制は、一内閣の手によって、まさにゴミのように捨て去られようとしています。また、一連の動きは、立憲主義、すなわち憲法に基づいて政治を行うという近代民主主義の国家体制をないがしろにするものであり、もはや民主国家と

は言いがたく、戦前のような国家主義的独裁国家に等しいと思います。政府は、一体何のためにこのような法整備を急ぐのでしょうか。国民には詳しい説明は全くありません。今朝の『信濃毎日新聞』でも「国民置き去りの性急さ」との社説で、安保法制整備を既定路線にすることは容認できないと警鐘をならしています。さて、確かに中国の尖閣諸島をめぐる動きや北朝鮮の勝手気ままな行動など日本を含む北東アジアの安全保障関係は緊張が続いておりますが、このような事態を解決するために軍事力に頼ることが有効なのでしょうか。答えは、まったく「NO」だと思います。この10年来の世界の出来事をみても、イラクは国家として機能せずイスラム過激派の拠点になっていますし、シリアやウクライナでは武力による戦闘行為が続き、いまだに解決の糸口さえ見えていません。国際紛争は、国際法を尊重し、相互の歴史や事実経過などについて冷静に話し合い、相互理解を深めながら、あくまで道理にもとづく対話による解決を目指すべきです。唯一の被爆国であり、憲法9条を持つ国としてなすべきことは、武力によらない紛争解決の確かな道筋を世界に発信することであり、世界中に自衛隊を派遣することではありません。以上から、別紙意見書の採択を提案するものです。日本を再び戦争をする国にしないために、また子や孫を戦場に送らないために全議員の賛同をいただきますようお願いして趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。はじめに質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

続いて討論を行います。原案に反対者の発言を求めます。

○成瀬（2番）

今議会に提出されました集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出に反対の立場から討論いたします。昨年6月、9月12日議会でも討論の中で言うておりますが、あくまで自国防衛であり、国民の命と平和な暮らし、財産を守るために必要なことであり、我が国を防衛するための止むを得ない事由の措置として初めて許容され、あくまで自国防衛に限った措置であると明確にされております。言わば、個別的自衛権に匹敵するような事態にのみ発動されるという憲法上の歯止めになっており、外国の防衛、それ自体を目的とした集団的自衛権は認めておりません。専守防衛を維持し海外派兵を許されないという原則は全く変わらないとし、かつて

の湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加することは決してないと断言されております。また、自衛権発動の新3要素、①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明確な危険がある場合。②、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時。③、必要最小限度の実力を行使する。を閣議決定に厳格に定めています。今回の閣議決定は平和主義という憲法の柱を堅持し、憲法第9条の下で認められる自衛の措置の限界を示しており、あくまで日本が専守防衛に徹するのであります。意見書に書かれている日本を再び戦争をする国にして国際社会において今まで築いて来た信頼を一気に失うとありますが、自衛権発動の新3要素を読んでも分かるように信頼を失うことなど、全くないと考えます。集団的自衛権に関する意見書提出には辰野町議会は今年の6月、9月、12月と議会で不採択になっているにも関わらず提出してくるということは、いかななものかと強く思います。よって、集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書提出には反対いたします。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○永原（8番）

発議第4号、集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について賛成の立場で討論します。安倍政権は昨年7月1日、従来の憲法解釈を変更し、日本が攻撃を受けていなくても他国への攻撃を武力で阻止する集団的自衛権の行使を容認する決定をしました。現在、この閣議決定にもとづく法整備並びに日米防衛協力指針改訂の準備を進めているところです。これまで歴代の自民党政権は「憲法第9条の下において、許容できる自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきものである」と解しており、「集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されない」とし、集団的自衛権の行使は違憲としてきました。しかし、今年の閣議決定では与党内の協議のみで国民に諮ることもなく、憲法解釈を変えてしまいました。これは長年にわたる国会論議や国民的議論を通じて確立してきた憲法解釈を否定し、憲法によって権力を縛る近代立憲主義を否定する民主国家にあるまじき行為と言わねばなりません。更に現在、閣議決定に基づいて進められている法整備は報道されている内容の一端を見てもその危険性は明白です。1つ目

は日本が武力攻撃を受けた際の自衛隊出動を規定した「武力攻撃事態法」「自衛隊法」に存立事態を加え、他国の戦争に参戦する集団的自衛権行使を可能にしようとするものです。これを国民を戦争に動員する諸法律にも適用して集団的自衛権行使の際の国民の徴用や自治体の動員、公共機関の協力強要などを可能にしようとしています。2つ目は国連決議等により武力攻撃を行う多国籍軍への戦闘地域での後方支援を可能にする、海外派兵恒久法などの制定です。PKO法を改正し、他国軍防護のための武器使用も行う駆けつけ警護も可能にしようとしています。3つ目は武力攻撃にいたらないグレーゾーンでも自衛隊の武器使用を可能にする海上警備行動や治安出動の手続きの簡素化、平時から米軍艦などを防護するための武器使用を可能にすることも検討されています。これらの法改訂は憲法9条を根本から破壊してしまうものです。我が国は憲法第9条で戦争を放棄し、戦力の不保持や交戦権否認を明記し、その解釈や運用についてはいろいろの意見の違いはあっても少なくとも自衛のための必要最小限の範囲内としてきたからこそ戦後一貫して戦争の犠牲者を出さず、国際的な信頼も勝ち得てきました。半世紀以上にもわたって積み重ねてきた憲法解釈を変え、それを法制化することはアジア諸国との間にあえて緊張状態と敵対関係を強めるものであり、国を超えて誰しもが平和的に生存していけるような国際関係を築いていくことへの障害となります。この間の世論調査でも集団的自衛権反対の声は半数を超えています。自民党内でも反対している人もいます。集団的自衛権の解釈変更に対する地方議会の反対、慎重意見書は200を大きく超え、長野県においても半数以上の自治体が反対、撤回、慎重などの意見書を上げています。私の父は年老いて認知症になり私のことも分からなくなってきたある日、ふと「もう、戦争には行かなくていいのか」とポツリと言いました。あの戦争の時、シベリアに抑留され生死をさまよう辛い体験をし、帰国した父。娘のことや家族のこと、ましてや自分のことすら分からなくなっても辛い戦争体験だけは父の心に深い傷を残し、一生消えないで背負って生きてきたかと思ひ知らされました。戦争とは悲惨なものです。日本の前途を危うくする海外で戦争する国づくりを決して許してはいけません。辰野町でも集団的自衛権反対の声は多く聞かれます。反対運動をしている人や団体もあります。私はその人たちの要望の声を意見書として国に上げていくことが議員の役目だと思っています。よって、集団的自衛権行使容認の閣議決定のもとづく法整備等を行わないことを強く要請する意見書の提出には賛成です。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

○宇治（1番）

私は多くは語りませんが、現在の政府が実際行っている内容というのは平和憲法というものをですね、どうしようとしているかということが見えないのが武力という問題で時々刻々と前に進んでいることを問題視していきたいという風に考えているわけです。ですから第9条を含めた憲法をどうするのかという議論が先にあるべきであって、その周辺でどんどん既成事実を作るようなですねこういう手法に私は非常に疑問を感じております。また、先ほど辰野町議会では何回も不採択にしているというけれども、これこそがまた国の事態を見ていない論理であってですね、どんどん筋が変わっていることについて議会として出すことを問題とするような反対討論は私は由々しき問題だというふうに思っております。以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

（な し）

○議 長

討論を終結します。発議第4号、集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出についてを採決いたします。本発議には反対の意見がありますので起立により採決します。お諮りいたします。発議第4号、集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

（起立 6人）

○議 長

起立少数であります。よって発議第4号、集団的自衛権容認の閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書の提出については否決されました。日程第27議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規程により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

3月3日に開会いたしました第2回辰野町議会定例会にご提案いたしました追加を含め49議案全てを原案どおり可決いただきましてまことにありがとうございます。特に今議会は4月の統一地方選挙を目前にした議員任期最後の議会であり、また27年度予算を決める重要な議会でもあり、更に人口減少が続く現状に立ち向かうまち・ひと・しごと創生と第五次総合計画後期基本計画や各種計画の関連など、幅広い分野にわたっての検討や一般質問をいただきました。町の将来を思い、真剣にご提案をくださった議員各位に感謝を申し上げます。更に、定年を迎える職員に対しまして温かい言葉を賜りありがとうございました。平成27年度も依然として厳しい財政下ではありますが引き続き議員各位や町民の皆様の英知をお借りしながら職員ともども事業を遂行してまいります。各位におかれましてはますますのご健勝、ご多幸、そしてご健闘をご祈念申し上げ、3月定例議会閉会にあたってのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長

次に三月末をもって定年退職いたします、中村良治総務課長、向山光住民税務課長、漆戸芳樹建設課長、百瀬辰夫教育委員会次長、河手潤子福祉専門課長より挨拶をしたい旨の申し出がありました。また、組織編制の変更に伴い4月より上伊那広域消防へ配属となります林国久消防署長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。はじめに、中村良治総務課長。

○総務課長(中村)

退職にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。私は昭和49年に奉職以来41年間勤務をさせていただくことができました。この間、5人の町長さんのもとで仕事をさせていただくことができ、感謝を申し上げるところであります。自治体を取り巻く状況につきましては厳しい財政状況の中、少子高齢、人口減少、地方創生など新たな局面を迎えております。これらを克服して安心安全、住みやすい町として発展していくことを心からご祈念申し上げます。議員の皆様には長きにわたりましてご厚情を賜り心から感

謝申し上げます。辰野町議会並びに議員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。人生には出会いがあれば別れがあります。また、どこかでお会いすることがあるかと思えます。長い間、お世話になりました。本当にありがとうございました。

○議長

次に向山光住住民税務課長。

○住民税務課長（向山）

貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。辰野町役場に奉職以来38年間の公務員生活もゴールが近づいてまいりました。この6年間は課長職として議場にとどまらず、審議会委員会等さまざまな形で議員の皆様には大変お世話になりました。近年行政のあり方も住民との協働のまちづくりを掲げ、住民参画はもとより情報公開、説明責任、事務事業の検証などさまざまな取り組みが進められております。これからは大好きなふるさと辰野町の発展のために一住民として微力ながら協力してまいりたいと考えております。辰野町議会のますますのご発展と議員各位のますますのご健勝を祈念申し上げます。お礼の挨拶といたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長

続いて、漆戸芳樹建設課長。

○建設課長（漆戸）

退職にあたりまして一言お礼の挨拶を申し上げたいと思います。はじめに、先日の一般質問の席上、それぞれの議員の方々からねぎらいの言葉をいただきまして、まことにありがとうございました。私は48年4月に役場に勤務いたしまして42年間、道に携わる町道、農道、林道等の見える、残る仕事に携わり、その間、地域の皆様からいろいろとご指導、ご享受をいただき今の私を動かす原動力になったのではないかと感じております。私はいつも町民目線に立って考えることを基本姿勢に職務に取り組んでまいりました。最後の4年間は課長として平成23年度初めてこの席で一般質問の答弁を本当に緊張する思いで行った思い出です。この席で何度か質問に対して答弁させていただいたこと、本当に私にとりまして貴重な体験になりました。この議場での議員の皆様からの叱咤激励のおかげで、職責を全うできたのではないかと感謝の気持ちでいっぱいです。これからの辰野町議会のますますの発展と皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、簡単であ

りますが退職にあたっての私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長

百瀬辰夫教育委員会次長。

○教育次長（百瀬）

退職にあたりましてこの場をお借りして一言お礼を申し上げます。昭和53年4月に辰野町役場に拝命になりまして37年間立ちます。特にこの4年間につきましては議員の皆様にはさまざまな場面で大変お世話になり、また最後の2年間は親しく接していただきましたことに感謝申し上げます。退職後はいろいろなことをやってみたいという個人的なささやかな希望もあります。安心してこの町に住み続けることができますよう議員皆様の更なるご活躍を祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。大変にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長

河手潤子福祉専門課長。

○福祉専門課長（河手）

貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。退職にあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。昭和52年に役場に保健師として奉職させていただいてから住民をはじめ多くの皆様方に支えていただきまして、今日を迎えることができました。議場での2年間、議員の皆様にはさまざまな場面で大変お世話になりました。言葉には尽くせませんが、感謝の意を表しましてお礼とお別れの言葉とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長

林国久辰野消防署長。

○消防署長（林）

上伊那広域消防発足に伴い、辰野町議会へ出席をさせていただける最後の議会となりましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。辰野消防署は昭和48年4月伊那消防組合設立と同時に伊那消防組合、伊那消防署辰野分署として発足をし、昭和53年に4月消防署に昇格し現在に至っております。この42年の長きにわたり町議会には私を含め15名の分署長、署長が出席してまいりましたがその時々の議会議員の皆様のご指導とご支援をいただき、辰野消防署が発展、充実できましたことに厚くお礼を申し上げます。

辰野消防署には現在29名の職員が在職しております。広域発足となる4月1日をもって本部、またほかの消防署へ異動する職員もおりますが29名の職員ともに辰野町の消防職員として奉職できたことを誇りに辰野町を最も大切に思い続けながら、新しい組織の中で職責を全うしていく所存でございます。上伊那広域消防となりましても辰野町の消防署として町民に信頼される親しまれる消防署でありつづけられるよう努めてまいりますので、議会議員の皆様には変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。最後となりましたが、辰野町議会のますますのご発展と議員各位のご健勝、ご活躍を心よりご祈念申し上げお礼の挨拶とさせていただきます。長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。ここで3月定例議会を閉会するにあたり一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様には平成27年度一般会計予算をはじめ、数多くの重要案件の審議をいただき全ての案件を終了することができました。省みますと、私どもが平成23年5月町民の皆様からの信託を受けて、町政に参画させていただいてから早くも4年の歳月が過ぎ、来る4月29日をもって任期満了を迎えます。この間、本会議の審議にあたりましては極めて、真剣誠実に、またこれに対して理事者、課長の皆さんには誠意を尽くした説明をいただきともに論ずべきは論じ、尽くすべきは尽くし、熱い議論も交わしてきました。その時々議論は当局の皆さんにとって時により非常に酷なものであったかもしれませんが、これも皆、町民の福祉の向上、町の反映を願う一念からのこととご理解を賜りたいと思います。さて、今議会をもって退任の意向を表明されている議員の皆さん方におかれましては長い間大変ご苦勞さまでございました。議席を離れましても格別なご指導、ご協力あらんことをお願い申し上げます。また、今回の町議選に出馬を表明されている議員の皆さん方にはくれぐれもご自愛の上、奮闘され、見事に全員が当選の栄誉を得られ、再び本会議上であいまみえますことを衷心より念願いたします。最後に3月31日をもって退職される5名の課長の皆さんにはそれぞれ奉職年数は違いますが、長い間辰野町の発展のため、地域住民の安心安全福祉の向上、更には教育の充実のため一所懸命ご努力いただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げます。どうかこれからもこれまでの経験を生かされ健康に十分留意されて辰野町発展のために限りないご尽力とご協力をお願い申し上げ、お礼の言葉といたします。

これもちまして、3月3日に開会しました平成27年第2回辰野町議会定例会を閉会

といたします。16日間の長丁場大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

3月18日 午後 16時 10分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番